

令和5年

第11回教育委員会会議

議案第27号

秋田県教育委員会

議案第二十七号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特殊勤務手当の支給を受ける者） 第五十八条の十二 条例第十七条第三項の 規則で定める者は、二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一以上であり、かつ、当該学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間以上である者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十七条第五項の 規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症及び同条第八項に規定する指定感染症とする。</p> <p>4 条例第十七条第五項に規定する規則で定める作業は、学校等で感染症が発生し、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う処理 作業とする。</p>	<p>（特殊勤務手当の支給を受ける者） 第五十八条の十二 条例第十七条第三項の教育委員会規則で定める者は、二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の二分の一以上であり、かつ、当該学級における担当授業時間数が一週間につき十二時間以上である者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第十七条第五項の教育委員会規則で定める感染症は、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）とする。</u></p> <p>4 条例第十七条第五項に規定する規則で定める作業は、学校等で感染症が発生し、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う消毒の作業とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年七月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第七十四号）の施行等に伴い、特殊勤務手当について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号。以下「省令」という。）の施行等に伴い、特殊勤務手当について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 第58条の12第3項関係

ア 省令の一部改正により、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法律」という。）第6条第6項に規定する五類感染症に位置付けられたことから、防疫業務手当の支給対象となる感染症から同感染症を削ることとする。

イ 一般職の職員に準じ、防疫業務手当の支給対象となる感染症に、法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症、同条第4項に規定する三類感染症及び同条第8項に規定する指定感染症を加えることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

令和5年

第11回教育委員会会議

議案第29号

秋田県教育委員会

〃能代松陽〃			略	院〃横手清陵学		略	〃新屋〃		略	〃秋田西〃		〃仁賀保〃		〃西仙北〃		略	〃秋田南〃		略	〃五城目〃		略
略	略	普通科		略	普通科		普通科	略		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科							
〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃							
略	略	二六五		略	二三〇		四九五	五一〇		略	二三〇	一八〇	六八四	二六五	略							
略				略			略	略		略	略	略	略	略	略							

〃能代松陽〃			略	院〃横手清陵学		略	〃新屋〃		略	〃秋田西〃		〃仁賀保〃		〃西仙北〃		略	〃秋田南〃		略	〃五城目〃		略	〃十和田〃						
略	略	普通科		略	普通科		普通科	略		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	普通科		普通科	普通科		普通科	普通科		普通科	普通科	普通科	普通科	普通科	学科	
〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃		〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
略	略	二九〇		略	二四〇		五一〇	五二五		略	二三〇	一九〇	六九六	二九〇	二二〇		略												
略				略			略	略		略	略	略	略	略	略		略												

略		略						略	〃 角 館 〃
〃 鹿 角 〃		〃能代科学技 術〃							
学 科	産 業 工	普 通 科	社 生 活 福	源 科 生 物 資	建 設 科	電 気 科	機 械 科	普 通 科	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
一〇五	六六五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	六二〇	
堂 長 根 十 二 番 地		略						略	略

略		略						略	〃 角 館 〃
〃 鹿 角 〃		〃能代科学技 術〃							
社 生 活 福	源 科 生 物 資	建 設 科	電 気 科	機 械 科				普 通 科	
〃	〃	〃	〃	〃				〃	
一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五				六二〇	
		略						略	略

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

令和五年七月十三日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

中学校卒業生数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するため策定した第七次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

議案第29号参考資料

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

中学校卒業生数の減少及び時代の変化に対応した教育を推進するために策定した第七次秋田県高等学校総合整備計画を着実に遂行するため、秋田県立高等学校の生徒定員を改める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 県立高等学校の全日制の課程の生徒定員を改めることとする。(別表(一)関係)
- (2) 新たに設置する秋田県立鹿角高等学校全日制の課程の規定を加え、秋田県立花輪高等学校全日制の課程、秋田県立十和田高等学校全日制の課程及び秋田県立小坂高等学校全日制の課程の規定を削ることとする。(別表(一)関係)

3 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行することとする。

令和5年

第11回教育委員会会議

議案第30号

秋田県教育委員会

議案第30号

第25期秋田県障害児就学審議会委員の任命について

秋田県障害児就学審議会条例（昭和50年県条例第40号）第2条の規定に基づき、秋田県障害児就学審議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	内山 博之	医師	令和5年8月5日～令和7年8月4日
2	坂本 仁	医師	令和5年8月5日～令和7年8月4日
3	高橋 郁夫	医師	令和5年8月5日～令和7年8月4日
4	馬越 秋瀬	医師	令和5年8月5日～令和7年8月4日
5	東 紘一郎	医師	令和5年8月5日～令和7年8月4日
6	柴田 健	学識経験者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
7	鈴木 徹	学識経験者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
8	大越 聡	公募委員	令和5年8月5日～令和7年8月4日
9	田仲 泉	教育関係者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
10	菊田 靖	教育関係者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
11	大塚 孝樹	教育関係者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
12	新井 敏彦	教育関係者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
13	高田屋 陽子	教育関係者	令和5年8月5日～令和7年8月4日
14	樋口 和彦	関係行政機関職員	令和5年8月5日～令和7年8月4日
15	鈴木 弘哉	関係行政機関職員	令和5年8月5日～令和7年8月4日
16	佐藤 可奈子	関係行政機関職員	令和5年8月5日～令和7年8月4日
17	笹渕 美穂	関係行政機関職員	令和5年8月5日～令和7年8月4日
18	伊藤 真樹	関係行政機関職員	令和5年8月5日～令和7年8月4日

令和5年7月13日 提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

第24期秋田県障害児就学審議会委員の任期が令和5年8月4日で満了することから、その後任の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第30号 参考資料

第25期秋田県障害児就学審議会委員名簿
(任期：令和5年8月5日から令和7年8月4日まで)

※個人情報保護のため非公開

第25期秋田県障害児就学審議会委員候補者略歴

※個人情報保護のため非公開

令和5年

第11回教育委員会会議

議案第31号

秋田県教育委員会

議案第31号

秋田県社会教育委員の委嘱について

秋田県社会教育委員に関する条例（平成二十六年秋田県条例第八十五号）第二条の規定に基づき、秋田県社会教育委員を次のとおり委嘱する。

	氏名	分野	任期
1	上野節子	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
2	加藤寿一	家庭教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
3	木村加奈子	家庭教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
4	小山真心	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
5	佐々木幸美	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
6	佐々木里保	家庭教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
7	嶋田昌歌	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
8	鈴木洋一	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
9	高橋利寿	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
10	高橋文子	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
11	本田正博	家庭教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日
12	眞壁聡子	学識経験	令和5年7月16日～令和7年7月15日
13	山口香苗	学識経験	令和5年7月16日～令和7年7月15日
14	横井朗	学校教育・社会教育	令和5年7月16日～令和7年7月15日

令和5年7月13日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県社会教育委員の任期満了のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県社会教育委員名簿

(任期：令和5年7月16日～令和7年7月15日)

※個人情報保護のため非公開

秋田県社会教育委員委嘱候補者略歴

※7月13日現在の年齢

※個人情報保護のため非公開

令和5年

第11回教育委員会会議

議案第32号

秋田県教育委員会

議案第32号

秋田県生涯学習審議会委員の任命について

秋田県生涯学習審議会条例（平成六年秋田県条例第三十五号）第二条の規定に基づき、秋田県生涯学習審議会委員を次のとおり任命する。

	氏名	役職名等	任期
1	上野節子	元 小坂町中央公民館 館長 (兼) 小坂町教育委員会 事務局長	令和5年7月16日～令和7年7月15日
2	加藤寿一	秋田県PTA連合会 顧問・ 秋田県社会教育委員連絡協議会 会長	令和5年7月16日～令和7年7月15日
3	木村加奈子	絵本セラピスト（元中学校教諭）	令和5年7月16日～令和7年7月15日
4	小山真心	秋田大学教育文化学部3年生（公募委員）	令和5年7月16日～令和7年7月15日
5	佐々木幸美	仙北市中央公民館 社会教育専門官	令和5年7月16日～令和7年7月15日
6	佐々木里保	男鹿市地域おこし協力隊	令和5年7月16日～令和7年7月15日
7	嶋田昌歌	大館市立比内公民館 係長	令和5年7月16日～令和7年7月15日
8	鈴木洋一	八峰町教育委員会 教育長	令和5年7月16日～令和7年7月15日
9	高橋利寿	秋田県生涯学習奨励員協議会 副会長	令和5年7月16日～令和7年7月15日
10	高橋文子	湯沢市地域学校協働本部 皆瀬地域学校協働活動推進員	令和5年7月16日～令和7年7月15日
11	本田正博	NPO法人ファザーリングジャパン東北事務局	令和5年7月16日～令和7年7月15日
12	眞壁聡子	国際教養大学教職課程 教授	令和5年7月16日～令和7年7月15日
13	山口香苗	秋田大学教育文化学部 専任講師	令和5年7月16日～令和7年7月15日
14	横井朗	横手市大森地域局大森地域課 課長	令和5年7月16日～令和7年7月15日

令和5年7月13日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県生涯学習審議会委員の任命について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県生涯学習審議会委員名簿
(任期：令和5年7月16日～令和7年7月15日)

※個人情報保護のため非公開

秋田県生涯学習審議会委員候補者略歴

※7月13日現在の年齢

※個人情報保護のため非公開

令和5年

第11回教育委員会会議

報告事項（1）

令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」について

秋田県教育委員会

令和5年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座」
基 本 要 項

- 1 趣旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習の要請に応え、人々が個性を
発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応
える学びの場を提供する。
- 2 主催 秋田県教育委員会
- 3 主管 秋田県教育庁高校教育課
- 4 運営 秋田県立秋田明德館高等学校
- 5 対象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び秋田明德
館高等学校に在籍している生徒
- 6 内容
 - (1) 募集窓口 秋田県立秋田明德館高等学校
〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号
TEL 018-833-1261 FAX 018-833-1162
 - (2) 開設講座 英会話、ハンゲル、秋田の歴史入門、専門郷土史
 - (3) 募集人数 15～24名（本校生徒の人数を含む）
 - (4) 開講期間 前期 5月～9月（受付期間：4月初旬）
後期 10月～2月（受付期間：8月下旬）
※ 各期とも週2回。ただし、「秋田の歴史入門」、「専門郷土史」
は、週1回の通年講座。
 - (5) 受講料 3,500円
※ 秋田県立高等学校授業料等徴収条例に定める聴講料の額と同額
とする。
- 7 その他
 - (1) 単位認定 秋田明德館高等学校に入学した場合は、受講した科目の成果につい
て、単位を認定することができる。
 - (2) 申込手続
 - ① 受講希望者は所定の申込書により、秋田明德館高等学校に直接申し込む。
 - ② 定員を超えた場合、受講者の決定は抽選による。
 - (3) 受講料の納入 一括納入とする。
 - (4) その他
 - ① 開設講座ごとの募集人数、申込受付期間、開講日等は募集要項に定める。
 - ② 受講申込者が10名に満たない場合は、原則として開講しない。

令和5年度 秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」 募 集 要 項

- 1 趣 旨 個性と能力を積極的に生かすという生涯学習時代の要請に応え、人々が個性を発揮しながら自己実現を図ることができるよう、興味・関心、学習意欲に応える学びの場を提供します。
- 2 対 象 開設講座に対し、興味・関心や学習意欲を有する一般社会人及び本校生徒を対象とします。
- 3 開講講座及び募集人数 ※コロナウイルス感染防止のため募集人数を制限しています。御協力をお願いします。

科 目 名	開講日	時 間	募集人数	備 考
英会話初級	火・木	14:50～16:25	18名	アメリカ文化に親しみながら、一緒に英会話を楽しみましょう。
英会話中級	火・木	13:05～14:40	18名	英語圏に関する様々なトピックについて、英語で話しましょう。英字新聞記事や洋楽などを取り入れた授業です。
ハングル初級	月 木	10:30～12:05 13:05～14:40	15名	基礎から丁寧に教えます。初心者大歓迎です。
ハングル中級	水・金	10:30～12:05	18名	ハングルのさらなる一歩へ！

※ 各講座の曜日・時間帯は変更する場合があります。

- 4 開 講 日 令和5年10月2日（月）～ 令和6年2月9日（金）
- 5 講座会場 カレッジプラザ（秋田明德館ビル2階）
- 6 受付期間 令和5年8月23日（水）～ 令和5年8月30日（水）
- 7 申込方法

- ・マスク着用等、感染防止対策へのご協力をお願いします。
- ・発熱やかぜ等の症状がある場合は受講を控えてください。

- (1) 実施要項と受講申込書を8月23日（水）から秋田明德館高等学校3階事務室窓口で配付します。学校ホームページからもダウンロード可能です。
- (2) 必要事項を記入した「受講申込書」と、郵便番号・住所・氏名を記入し84円切手を貼付した「返信用封筒」を、秋田明德館高等学校3階事務室に8月30日（水）まで郵送又は持参してください。受付期間の厳守をお願いします。郵送の場合も8月30日（水）必着とします。

<申込先> 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 秋田明德館高等学校 科目履修講座係

※ 郵送の場合は「科目履修講座申込み」と申込封筒表側に明記してください。

8 受講決定

- (1) 受講申込みが募集人数を超えた場合は、新規申込者を優先した上で、抽選により受講予定者を決定します。
- (2) 受講申込者に、受講可否の通知書を送付します。
- (3) 受講予定者は、通知書を持参の上、受講料を秋田明德館高等学校事務室に現金で納付してください。受講料は、1科目当たり3,500円です。
- (4) 期日までに受講料を納入した者を、受講決定者とし、「受講決定通知書」を交付します。期日まで受講料の納入がない場合、辞退とみなします。
- (5) 辞退等により受講決定者が募集人数に満たない場合は、抽選に漏れた受講申込者から補充を行います。
- (6) 納入された受講料は、原則として返還できません。
- (7) 講座で使用する教材（教科書等）費は、別に徴収します。
- (8) 受講申込者が少数の場合は、原則として開講しません。

9 使用教材等 各講座により異なります。（後日連絡します。）

10 駐 車 場 受講申込み及び受講に際して、秋田明德館ビル駐車場の利用は御遠慮願います。

問い合わせ先

秋田県立秋田明德館高等学校

科目履修講座担当 通信制 教頭

TEL 018-834-0473（通信制直通）

018-833-1261（代表電話）

令和5年

第11回教育委員会会議

報告事項（2）

「秋田県立鹿角高等学校」校歌歌詞・校章デザイン募集について

秋田県教育委員会

「秋田県立鹿角高等学校」校歌歌詞・校章デザイン募集概要

1 趣 旨

令和6年4月に開校する「鹿角高等学校」について、広く県民にPRし関心を高めるため、校歌歌詞と校章デザインを公募する。

2 募集期間

令和5年7月18日（火）～8月31日（木）必着

3 応募資格

特に制限しない。

4 応募方法及び応募上の留意事項

(1) 校歌歌詞の応募方法等

- ・様式は自由とし、郵送又は電子メールにより応募するものとする。
- ・歌詞は3番以上5番以内とする。

(2) 校章デザインの応募方法等

- ・応募用紙（A4判様式。ホームページよりダウンロード可）に作品を描画するか、白紙に15cm四方の枠を作りその枠内に描画し、デザインの意味や内容の説明を付記して、郵送又はPDFファイルを添付した電子メールにより応募するものとする。
- ・使用色数は3色以内とし、白黒や拡大・縮小して使用できるよう配慮する。

(3) 応募上の留意事項

- ・1人が応募できる件数については、制限を設けない。

5 その他

(1) 募集締切後、3校関係者の意見を伺いながら開設準備室が絞り込み作業を行い、秋田県教育委員会が次の視点により決定する。

- ・校歌歌詞は、校訓、教育目標や地域性等を踏まえていること、校歌としてのふさわしさ、生徒が歌いやすく学校に誇りをもてること等
- ・校章デザインは、校訓、教育目標や地域性等を踏まえていること、校章としてのふさわしさ、様々なものへプリントする際の活用のしやすさと分かりやすさ、生徒が学校に誇りをもてること等

(2) 校章デザインの公表は、令和5年12月の教育委員会会議を予定している。

(3) 校歌の公表は、令和6年2月の教育委員会会議を予定している。

令和6年4月開校

秋田県立鹿角高等学校

校歌歌詞

校章デザイン

募集



〔応募方法〕

郵送または電子メールで応募してください。



メールアドレス



統合校ホームページ

詳しくは鹿角小坂地区統合校ホームページをご覧ください。

募集期間 令和5年7月18日(火)～8月31日(木)必着

■ 応募先・問い合わせ先

〒018 - 5201 秋田県鹿角市花輪字明堂長根12 花輪高等学校内
鹿角小坂地区統合校開設準備室

TEL 0186 - 23 - 2126 メールアドレス kazunokosaka@mail2.pref.akita.jp

※ お送りいただいた個人情報は、これらの募集業務のみに使用します。